

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札参加資格者に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29 年度から平成 31 年度までにおける製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 県内に事業所を有すること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札説明書、別添契約書（案）、愛媛県会計規則及び契約に関して中予地方局長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、別記中 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、アラビア数字を用いた日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。
- (5) 入札参加資格者又はその代理人が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (6) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、物品代金の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (8) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加資格者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加資格者又はその代理人から提出された資料等に基づき指定する期日までに同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (9) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (10) 入札及び開札の日時・場所は、別記中 2 のとおり。
- (11) 入札参加資格者は、開札に立ち会うものとする。入札参加資格者が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (12)入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(11)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (13)入札参加資格者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (14)入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (15)入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (16)入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (17)開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

<注意点>

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 供給物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名及び代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載すること。
- (4) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (5) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

4 入札保証金

入札保証金については、会計規則第 135 条及び第 136 条の規定によるが、第 135 条に規定する入札保証金を納付させる場合の額については、入札見積金額に予定数量を乗じた額の 100 分の 5 以上とする。ただし、会計規則第 137 条の規定に該当するものについては、免除することがある。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又ははっきりとしない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名及び押印のない又ははっきりとしない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又ははっきりとしない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、

価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札をしたとき。

(11) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格でもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

契約保証金については、会計規則第152条及び第153条の規定によるが、会計規則第152条の規定により契約保証金の額を定める場合においては、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1以上の額とする。ただし、会計規則第154条各号に該当するときは、免除することがある。

8 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

(1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

12 その他必要な事項

(1) 契約担当者の氏名及びその所属する部局の名称及び所在地は、別記中3のとおり。

(2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

(3) 本件調達は、平成31年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
再生紙（A4）の単価契約
- (2) 購入物品に関わる条件等
 - ・再生紙（A4） 1箱（2,500枚）
 - ・県産品
 - ・55kg
 - ・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める判断の基準（総合評価値80点以上）を満たしていること。
 - ・購入物品を納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されているかを確認するため、誓約書を平成31年3月7日（木）までに愛媛県中予地方局総務県民課総務係まで提出すること。

【提出書類一覧】

- ① 誓約書
 - ② グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める判断の基準（総合評価値80点以上）を満たしていることを証する書類
 - ③ 入札（契約）保証金免除申請書
 - ※ 愛媛県会計規則第137条第3号及び第154条第5号に基づき入札（契約）保証金の免除を希望するときは、免除申請書に必要書類を添えて提出してください。（添付資料：契約書の写し（2件以上）、当該契約に係る事業実績報告 等）
- (3) 納入期間
平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで
 - (4) 入札方法
1箱当たりの単価で入札を行い、落札者を決定する。
 - (5) 平成31年度予定数量
2,130箱（なお、この数量は、平成31年度の納入量を保証するものではない。）
 - (6) その他
次の物品については、再生紙（A4）の落札者（見積採用者）と随意契約により契約する。
再生紙（A3） 1箱（1,500枚）

2 入札及び開札の日時・場所

- (1) 入札日時
平成31年3月15日（金）13時30分
- (2) 入札場所
愛媛県中予地方局 6階第1会議室

3 契約担当者等

- (1) 担当者 元山 由里
- (2) 部局の名称 愛媛県中予地方局総務県民課
- (3) 所在地 愛媛県松山市北持田町132
- (4) 電話 089-909-8750（ダイヤルイン）